

学部私費外国人留学生の授業料減額に関する規程

(平成2年4月1日制定)

最終改正 平成19年1月1日

(目的)

第1条 学部私費外国人留学生に対する授業料の減額に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 減額対象となる学部私費外国人留学生とは、次の各号に定める資格を有する者で、九州国際大学外国人留学生規程第2条に定める外国人留学生のうち、学部留学生をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「出入国管理法」という。）別表第1に定める在留資格「留学」

(2) 経過措置としての出入国管理法別表第一に定める在留資格「就学」

2 前項第2号に該当する者は、入学後遅滞なく前項第1号への在留資格変更の許可を受けなくてはならない。

(申請)

第3条 授業料の減額を希望する者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 学長は、申請者が経済的に恵まれていると認められる者及び外国政府派遣の留学生を除き、減額対象者を決定する。

(誓約)

第5条 授業料の減額を受ける者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(授業料の減額)

第6条 減額は、授業料の50パーセント相当額を限度とする。

(減額期間)

第7条 減額期間は卒業に必要な通常の在学期間とする。

(減額の停止)

第8条 学長は、授業料の減額を受ける者が毎学期末に次の各号の一に該当する場合には、減額を停止するものとする。

- (1) 出席日数を勘案し、学業継続の意思がないと認められる者
- (2) 学業成績が不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- (4) その他本学の学則・諸規程に反し、または学生の本分に著しく違反したと認められる者。

第9条 授業料の減額に関し、この規程に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。